

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置進捗状況について通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年11月30日

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	渡瀬	典幸
静岡県監査委員	大石	哲司

1 包括外部監査の特定事件

令和元年度

「子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について」

2 措置の内容

別冊のとおり

令和元年度包括外部監査結果に基づく措置進捗状況

注1) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、令和元年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
<b>A 総論</b>						
意見	<p>①成果指標と活動指標について 監査対象事業の成果指標及び活動指標を確認したところ、「㉞成果指標がない」、「㉟活動指標がない」、「㊱成果指標及び活動指標が直接的ではない」ものが散見された。</p> <p>㉞①については、事業の成果指標又は活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>㉟については、事業の成果指標及び活動指標の設定は、事業内容に照らし、できるだけ直接的な指標にしなければ、事業活動の成果や結果を正しく評価することができない。</p> <p>特に、監査対象事業である「子ども・子育て支援事業」は公益性が高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、必要不可欠と考える。</p>	P26, 27 28 29	措置完了	<p>児童個々の状況等や事業の利用希望の有無があるため活動目標や成果の設定が難しいという課題がある。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、把握可能な数値のほか、事業利用の満足度などの指標を設定し、事業活動の成果や結果を評価することとする。</p>	令和3年3月	こども未来課 こども家庭課
<b>B-01 しずおかふじさんっこ推進事業費</b>						
意見	<p>①活動指標の設定について 本事業では、メニュー事業ごとの活動指標が設定されていないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>そのため、各メニュー事業の活動指標を設定すべきである。また、各メニュー事業は委託に出し</p>	P34	措置完了	<p>活動指標の設定については、本事業の10メニュー全てに活動指標を設定した。</p> <p>本事業の10メニューのうち、6メニューで委託事業を実施している。</p> <p>委託先と目標を共有することが有益と考える5メニューについて、順次委託契約の仕様書等に目標値を明示し、委託事業</p>	令和3年2月	こども未来課

	<p>ているケースが多いため、委託先に対して、仕様書や契約書等で活動指標の目標値を明示し、県と目標を共有することも有益と考える。</p>			<p>者と共有をする。</p> <p>○令和2年度事業から共有したメニュー ・父親の子育て参加推進事業 ・ファミリー・サポート・センターアドバイザー講習会</p> <p>○令和3年度事業から共有するメニュー ・ふじさんっこ応援隊等普及・促進キャンペーン事業 ・「子育ては尊い仕事」を未来につなぐプロジェクト推進事業 ・シニア世代と子どもとの共通体験の機会創出事業</p> <p>○委託先と目標を共有しないメニュー ・ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業 (委託契約に、目標と直接結びつく業務が含まれていないため)</p>		
意見	<p>③単独随意契約先からの委託事業費収支計算書の入手について 本事業の委託は単独随意契約であり競争入札の方法によらないため、事業者が提出した見積額が委託費の積算根拠額以内であれば、見積額が契約額となる。そのため、委託費の積算根拠の設計が重要であり、過去の積算根拠をそのまま使用するのではなく、適時、見直しをかけていく必要がある。 現状、メニュー事業の一部については、委託費の積算根拠と委託事業費収支決算書に基づく実績との比較・分析が行われていない。これでは、委託費の積算根拠に基づく契約額が適切か否か、実績を基にした検証ができないと考える。そのため、毎年、委託事業費収支決算書を入手して、委託先の節項目ベースの支出実績を分析し、積算根拠の見直しが必要か否か、検討すべきである。</p>	P35, 36	措置完了	<p>本事業のメニューのうち単独随意契約により委託事業者と契約している4メニューについて、実績報告時に、委託事業費収支決算書を提出させ、翌年度事業の積算根拠の見直しをすることとする。</p> <p>○単独随意契約メニュー ・シニア世代と子どもとの共通体験の機会創出事業 ・父親の子育て参加推進事業 ・ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業 ・ファミリー・サポート・センターアドバイザー講習会</p>	令和3年2月	こども未来課
<b>B-02 ふじのくに少子化対策特別推進事業費</b>						
意見	<p>②委託事業費収支決算書の記載について</p>	P43	措置完了	<p>令和2年度委託事業費収支決算書の記載にあたって</p>	令和3年2月	こども

	<p>さんきゅうパピカイチコンテ スト事業について、平成 30 年度 の委託事業費収支決算書を閲覧し たところ、各科目の予算額と決算 額が、全て一致していた。一致の 理由を、県を通じて委託先に対 して確認したところ、委託事業費 収支決算書は、取組単位で委託事 業費収支予算書と一致させるもの、 との理解だった。これでは、委託 事業費の各科目の予算が実績に対 して適当な金額か否か、事後的に 確認することができない。また、 事業が継続する場合、委託事業費 の実績を基に予算を適切に見直す ことができない。そのため委託先 に対し、委託事業費収支決算書に 収支を正確に記載するよう指導す べきである。</p>			<p>は、委託先に対し、収支を 正確に記載するよう指導し た。</p>		<p>未来課</p>
--	---	--	--	---	--	------------

**B-04 こども体験・交流推進事業費**

意見	<p>②委託費の積算根拠について 本事業の委託は単独随意契約で あり競争入札の方法によらないた め、委託費の積算根拠が契約額と なる。そのため、委託費の積算根 拠の設計が重要であり、過去の積 算根拠をそのまま使用するのでは なく、適時、見直しをかけていく 必要がある。今回のヒアリングに おいて、積算根拠の見直しをする 際に、委託費の積算根拠と委託事 業費収支決算書に基づく実績との 比較・分析が行われていなかった。 委託先の節項目ベースの支出実 績を分析し、必要に応じて委託先 にヒアリングを行って、積算根拠 の見直しが必要か否か、検討すべ きである。</p>	P50, 51	措 置 完 了	<p>実績報告時に、委託事業 費収支決算書を提出させ、 翌年度事業の積算根拠の見 直しをすることとする。</p>	令和3年 2月	こども 未来課
----	---	------------	------------------	--	------------	------------

**B-07 子育て支援施設整備費助成**

意見	<p>②放課後児童クラブの設置につい て 今回、市町別の放課後児童クラ ブの数と小学校の数を比較してみ たところ、放課後児童クラブ数÷ 小学校数でみると、100%以下の 市町が8つあることが確認でき た。 放課後児童クラブは、放課後に</p>	P61	措 置 完 了	<p>放課後児童クラブの設 置場所や実施形態の決定 にあたっては、既に多くの市町で学校施設の活用 について市町教育委員会 との調整が進められてい る。 県としては、市町が策定 した子ども・子育て支援事</p>	令和3年 3月	こども 未来課
----	---	-----	------------------	--	------------	------------

	<p>そのまま小学校の教室を利用して、そこに、教職員のOBに参加してもらうような形で運営できれば、児童の安全管理上も教育上も望ましいと考える。静岡県でも、放課後や週末等に教室や公民館を利用した放課後子供教室という取り組みも行われており、放課後児童クラブについて、小学校の設置状況を考慮し、優先的に学校施設を活用していくことで利用希望者の増加に対応しながら、待機児童解消を図っていくべきである。</p>		<p>業計画に基づく学校施設の活用等による施設整備計画を支援し、令和4年3月までに待機児童の解消を図る。</p>		
--	--	--	--	--	--

**B-13 保育士等確保対策事業費**

意見	<p>④保育士・保育所支援センター事業の委託業務の随意契約について</p> <p>本事業の委託は単独随意契約であり競争入札の方法によらないため、委託費の積算根拠が契約額となる。そのため、委託費の積算根拠の設計が重要であり、過去の積算根拠をそのまま使用するのではなく、適時、見直しをかけていく必要がある。今回のヒアリングにおいて、積算根拠の見直しをする際に、委託費の積算根拠と委託事業費収支決算書に基づく実績との比較・分析が行われていなかった。</p> <p>委託先の節項目ベースの支出実績を分析し、必要に応じて委託先にヒアリングを行って、積算根拠の見直しが必要か否か、検討すべきである。</p>	P84.85	措置完了	<p>令和3年度の予算要求にあたり、直近の委託事業収支決算書等を参考に、必要となる費目やそれに係る人工、時間などについて業務量に見合う金額を分析して積算根拠の見直しを行い、徴取した見積書も加えて予算の設計をした。</p>	令和2年10月	こども未来課
----	---	--------	------	--	---------	--------

**B-17 子育て支援員養成事業費**

意見	<p>②今後の事業の継続と研修プログラムの検討について</p> <p>本事業の活動指標は子育て支援員養成人数（研修修了者数）であり、その目標値を2,000人としている。令和2年度には、ほぼ目標に到達する見込みであり、目標値の妥当性を再検証したうえで、今後の事業の継続性を検討すべき時期に来ている。</p> <p>また、研修は、全国共通のカリキュラムに沿って、各都道府県で展開されている。静岡県では、研</p>	P100,101	措置対応中	<p>子育て支援員養成数の目標値2,000人について、令和3年度に達成する見込であるが、研修修了者の就業状況の調査を実施していない。</p> <p>このため、令和3年度秋までに市町や民間事業者を対象とした、子育て支援員の就業状況を調査し、子育て支援員の養成継続の必要性を見極めた上で、令和4年度以降の</p>	令和4年1月	こども未来課
----	--	----------	-------	--	--------	--------

	<p>修の運営は民間事業者に委託しているが、これからも今までどおりのやり方で研修を継続する必要があるのか、また、継続的に研修を行うとしても、今までよりも小規模、ローコストで行えるようなやり方がないのか、ということを検討する必要がある。</p>		<p>事業実施を決定することとする。</p> <p>研修の実施方法については、事業費縮減のため、一般競争入札により委託事業者を決定している。今後も受講状況や他の研修の内容を鑑みて、講義の継続の要否や規模の検討を行うとともに、コスト縮減を図っていく。</p>		
--	---	--	--	--	--

**B-31 児童虐待防止対策事業費**

意見	<p>②弁護士が職務を行い得るか否かの確認について</p> <p>本事業においては、令和元年度より、特別職非常勤職員として弁護士を配置し、主として児童相談所の業務に係る法律相談業務に当たっている。担当課は、特別職非常勤職員として弁護士を配置する際に、弁護士法及び弁護士職務基本規程による弁護士が職務を行い得ないとされる場合に該当しないか、静岡県弁護士会（子どもの権利委員会）に依頼して確認している。</p> <p>後日になって弁護士が職務を行い得ないと判明することもあるため、事業の混乱をできるだけ避けるために、当該弁護士が職務を行い得るか否か、現在の方法に加えて、できるだけ確認すべきと考える。</p>	P163, 164	措置完了	<p>弁護士法及び弁護士職務基本規程による弁護士が職務を行い得ないとされる場合に該当しないか確認した上で、静岡県弁護士会から任用者の推薦を頂いている。</p> <p>任用時に弁護士個人による宣誓書について、内容、形式を含め提出頂くよう依頼する。</p>	令和3年3月	こども家庭課
----	--	-----------	------	--	--------	--------

**B-35 里親養育援助事業費**

意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標を「虐待による死亡児童数」としている。たしかに、「虐待による死亡児童数」は重要な指標ではあるが、本事業との因果関係が薄く、成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業が里親制度の普及促進及び里親支援の拡充により里親等委託の推進を図り、すべての児童の心身ともに健やかな成長と、将来の安定した自立を図ることを目的としているこ</p>	P182	措置完了	<p>意見を踏まえ、里親稼働率を成果指標として活用することとし、指標として、今後、現況調査を基に算出していく。</p>	令和3年1月	こども家庭課
----	--	------	------	---	--------	--------

	とから、たとえば里親委託率や、活動可能な里親稼働率（委託里親数/活動可能な里親数）等がより適当と考える。					
意見	<p>②活動指標の設定について</p> <p>本事業は活動指標を「里親登録者数」としている。たしかに、児童と受入れ候補里親双方のマッチング状況により委託可否が決まることから、受け皿としての里親登録者数を増やしていくことは重要であるが、「未委託里親」が増加したのでは本事業の実質的効果が得られないことから、活動指標を「里親登録者数」のみとするのでは不十分と考えられる。</p> <p>「里親登録者数」だけでなく、「委託里親（児童）数」または「未委託里親数」を活動指標に追加したうえで、「委託里親（児童）数」または「未委託里親数」の目標達成に向けた施策を実施することが本事業の目的に沿ったものと考ええる。</p>	P182, 183	措置対応中	新たな指標として「委託里親（児童）数」「未委託里親数」を取り入れるよう里親支援機関と調整する。	令和3年3月	こども家庭課
意見	<p>③里親登録者数の増加に向けた対応について</p> <p>本事業の活動指標である「里親登録者数」は増加傾向にあるが、様々な理由により里親を辞退される人もいるため、計画どおりには進捗していない。</p> <p>このような中、県全体での、「里親登録者数」の目標数値達成に向けた要因分析や対応策の検討は実施していない。</p> <p>「里親登録者数」を事業の活動指標として設定している以上、県は事業目的を達成するために主体となって、目標達成に向けた要因分析を実施し、効果的な施策を実施する必要があると考える。</p>	P183	措置対応中	里親に登録された方が、どのような広報媒体により里親を知ったのかなどを把握することは、今後、新たに里親を獲得する上で重要であるため、説明会などの参加者、新規里親申請者等に対して聴取していく。	令和4年3月	こども家庭課
意見	<p>④収支の算式（委託事業費収支決算書）について</p> <p>今回、「委託事業費収支決算書」を閲覧したところ、予算額と決算額の増減について、プラスマイナスの符号が逆に記載されているものがあつた。プラスマイナスの符号が逆に記載されたのは、</p>	P183, 184	措置完了	<p>事業受託者に対して状況を伝えるとともに、様式上で計算されるものなどの修正を行った。</p> <p>また、提出された書類に不備があれば、再提出させるよう事務処理を行う。</p>	令和3年1月	こども家庭課

	<p>「委託事業費収支決算書」の作成の手引きなどがない中で、委託先事務職員の認識誤り、委託先及び県の確認不足により発生したと考えられる。</p> <p>様式のデータファイルに表計算ソフトの算式を組み込んで自動計算・表示する設定にすれば、プラスマイナスの符号が逆に記載されることはなくなると考える。また、提出された書類については、内容だけでなく、形式もきちんと確認し、不備があれば再提出させるといった対応が必要と考える。</p>				
--	---	--	--	--	--

**B-37 施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業費**

意見	<p>①実績報告書の提出時期について 「委託事業実績報告書」等閲覧したところ、提出日が5月以降で、委託期間終了から1カ月以上経過しているものが散見された。担当課によると、委託事業実績報告書等の提出時期については、4月中を想定しているとのことであった。</p> <p>委託事業実績報告書等の提出が遅延すると、委託事業が適正になされたかの県の検証業務がそれだけ遅延することになる。</p> <p>その結果、委託事業の実施に問題があった場合の対応が適時になされず、事業の効果が十分に発揮されなくなるおそれがあると考え。そのため、委託事業実績報告書等の提出期限について、委託契約書に明示することで、適時の提出を図るのが望ましいと考える。また、委託事業実績報告書等の提出状況について県において適時に進捗を把握し、未提出の受託者に対しては提出の督促を実施することで、適時の提出を促すことが望ましいと考える。</p>	P191, 192	措置完了	<p>実績報告書の提出については当該事業における実施要領、契約書雛形及び委託要領を改正し、契約書雛形中「契約解除後直ちに」を「委託事業が終了した日から30日以内」に改正した。</p> <p>同時に、改正後の実施要領等の適用前の令和2年度分実績報告書についても、契約終了もしくは契約解除から概ね30日以内の提出を受託者に周知するよう各健康福祉センター等に通知した。</p>	令和2年 12月	こども 家庭課
----	---	-----------	------	---	-------------	------------

**B-39 被措置児童等支援事業費**

意見	<p>①成果指標の設定について 本事業は成果指標を「虐待による死亡児童数」としている。たしかに、「虐待による死亡児童数」は重要な指標ではあるが、本事業</p>	P199	措置完了	<p>意見のとおり、事業との関連が得られるよう、来年度の事業実施の準備段階で自立達成率（高校卒業後の就職）、ショートルフランの実施後の満</p>	令和3年 2月	こども 家庭課
----	---	------	------	--	------------	------------



	<p>との因果関係が薄く、成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業が家庭内に課題を抱え保護や支援を必要とする子どもと家庭に対する支援の充実を図ることを目的としていることから、関係者の満足度、社会的養護児童の18歳到達時進路決定率、自立達成率などがより適当と考える。</p>			<p>足感などを成果指標とするよう改正することとする。</p>		
意見	<p>③ショート・ルフランの活性策について</p> <p>ショート・ルフラン里親事業の活動指標である「ショート・ルフラン里親委託数」は年度により増減は見受けられるものの、概ね計画通りの水準にあるが、利用者数の増加にむけた施策を積極的に実施することが望ましいと考える。この点、県は児童養護施設との里親委託推進担当委員会や里親連合会理事会において、原因を分析し、利用者数の増加に向けた話し合いを実施しており、多くの意見が出ているものの、今後の具体的な施策までは十分に検討されていない状況にある。</p> <p>話し合い結果に基づいて、具体的な施策を立案し、それを実施したあと、結果を検証して次の施策に活かしていくことで、より効果的な事業が運営され则认为。</p>	P200, 201	措置完了	<p>里親委託推進担当委員会が開催できない状況ではあるが、里親委託推進担当者会議において意見交換を行った。この中で、ショート・ルフランのような短期間の児童の委託は、里親の養育力の向上や養育への自信を持つきっかけとなるとの意見があった。</p> <p>県としては、このような意見を踏まえ、児童相談所におけるショート・ルフランの積極的利用を検討するほか、里親や児童家庭支援センターへの制度周知により、里親への措置（委託）の増加につなげていく。</p> <p>児童相談所において本事業の利用を積極的に検討するほか、里親や児童家庭支援センターに対して本事業について周知を推進していく。</p>	令和2年12月	こども家庭課
<b>B-43 ふじのくに型学びの心育成支援事業費</b>						
意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>成果指標がないことにより成果の判断等ができないため、成果指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標としては、事業参加者のうち「中学3年生の高校進学率」や「高校生の中退防止率」が適当である。</p>	P217	措置完了	<p>「学習支援参加者のうち、高校進学率」を成果指標とし、毎年の学習支援事業の成果に関する判断を行うこととした。</p>	令和3年1月	地域福祉課
意見	<p>②活動指標の設定について</p> <p>「学習支援実施市町数」を活動指標としているが、県の目標としては直接的ではなく、事業参加人数など、県が努力して達成可能な活動指標として設定すべきである。</p>	P217	措置完了	<p>学習支援事業が本格的に実施された平成28年度から令和元年度までの参加者数（通所・合宿・キャリア形成）の平均値を基準値とした上で、学習</p>	令和3年1月	地域福祉課

	る。			支援事業の参加者数を活動指標とし、毎年の学習支援事業の取組状況に関する判断を行うこととした。		
意見	<p>④入札方法について 委託方法についてはプロポーザルを採用しているが、プロポーザルの参加者を増やすための取組を今後も継続して実施すべきである。また、単独随意契約を検討することも考えられる。</p>	P218, 219	措置完了	<p>過去にプロポーザルに参加応募した事業者等に事業実施に関する案内を行う等、参加者増加に向けた取組を行うこととした。</p> <p>なお、現在の仕様で事業を開始してから間もないため、今後のプロポーザルの実施状況を踏まえ、単独随意契約についても検討を続ける。</p>	令和3年 1月	地域福祉課